

FASTGYM24会則（現行2022.03.18）	FASTGYM24会則（改定2024.05.01）改定箇所	FASTGYM24会則（改定2024.05.01）改定版
<p>第4条（入会資格）</p> <p>本クラブの入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。</p> <p>① 16才以上もしくは高校生以上で、本会則を承認し、諸規則を遵守する方。</p> <p>② 暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。</p> <p>③ 入会に先だって、本クラブの実施するメディカルチェック等の結果により施設の利用に差し支えがないと判断された方。</p> <p>④ 過去に本クラブを含む会社が運営するクラブ・施設で除名処分となったことがない（除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む）、または会員制スポーツクラブ等で除名処分となったことがない方。また、過去の除名原因が明確であり、本クラブが別途定める基準に応じて再度入会資格を認めた方。</p> <p>⑤ 次のいずれかに該当した場合、本クラブが別途定める審査において入会資格が認められ、入会条件に同意した方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刺青、ファッションタトゥーがある方。 ・集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。 ・施設を一人で利用できない方。 ・妊娠している方。 ・上記の他、本クラブが審査を必要と判断した方。 <p>⑥ その他、本クラブが会員として不適切と判断してない方。</p>	<p>第4条（入会資格）</p> <p>本クラブの入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。</p> <p>① 16才以上もしくは高校生以上で、本会則を承認し、諸規則を遵守する方。</p> <p>② 暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。</p> <p>③ 入会に先だって、本クラブの実施するメディカルチェック等の結果により施設の利用に差し支えがないと判断された方。</p> <p>④ 過去に本クラブを含む会社が運営するクラブ・施設で除名処分となったことがない（除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む）、または会員制スポーツクラブ等で除名処分となったことがない方。また、過去の除名原因が明確であり、本クラブが別途定める基準に応じて再度入会資格を認めた方。</p> <p>⑤ 次のいずれかに該当した場合、本クラブが別途定める審査において入会資格が認められ、入会条件に同意した方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刺青、ファッションタトゥーがある方。 ・集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。 ・施設を一人で利用できない方。 ・妊娠している方。 ・上記の他、本クラブが審査を必要と判断した方。 <p>⑥ その他、本クラブが会員として不適切と判断してない方。</p>	<p>第4条（入会資格）</p> <p>本クラブの入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。</p> <p>① 16才以上もしくは高校生以上で、本会則を承認し、諸規則を遵守する方。</p> <p>② 暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。</p> <p>③ 入会に先だって、本クラブの実施するメディカルチェック等の結果により施設の利用に差し支えがないと判断された方。</p> <p>④ 過去に本クラブを含む会社が運営するクラブ・施設で除名処分となったことがない（除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む）、または会員制スポーツクラブ等で除名処分となったことがない方。また、過去の除名原因が明確であり、本クラブが別途定める基準に応じて再度入会資格を認めた方。</p> <p>⑤ 次のいずれかに該当しており、本クラブが別途定める条件に同意した方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刺青、ファッションタトゥーがある方。 ・集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。 ・施設を一人で利用できない方。 ・妊娠している方。 ・上記の他、本クラブが審査を必要と判断した方。 <p>⑥ その他、本クラブが会員として不適切と判断してない方。</p>
<p>第7条（諸会費・諸料金）</p> <p>① 会員は本クラブが定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日に本クラブに納入しなければなりません。本クラブは未成年の会員の親権者、または会員資格のある会員の家族を会員の代理人として、諸会費・諸料金の納入を認める場合があります。この場合、会員の代理人は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとしします。</p> <p>② 諸会費・諸料金にかかる消費税は会員の負担とします。尚、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の諸会費・諸料金に係る消費税について、前払金を含め法改正の内容に従い、会員は本クラブが定めた方法で差額を負担するものとします。</p> <p>③ 諸会費・諸料金の金額、支払時期、支払方法等は本クラブがこれを定めます。</p> <p>④ 利用回数の有無にかかわらず、書面にて退会手続きを完了した退会月迄は月会費のお支払いが必要となります。尚、退会の際、前払い済みの諸会費・諸料金がある場合は、本クラブが別途定める基準により算出した金額を、月会費の振替口座へ返還するものとします。</p> <p>⑤ 本クラブが運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会員種類の改廃、利用権利の変更もしくは諸会費・諸料金等の金額を変更することができ、本クラブが定めた方法により告知するものとします。</p> <p>⑥ 諸会費・諸料金を滞納している会員は、施設のご利用をお断りします。また未払い分の諸会費・諸料金は支払わなければなりません。会員が自己都合により諸会費・諸料金を滞納した場合、本クラブが指定する方法で支払わなければなりません。その際必要な遅延損害金、金融手数料等の費用はすべて会員本人が負担するものとします。</p> <p>⑦ 一旦納入いただいた諸費用に過払金が生じた場合、本クラブ所定の退会手続きが完了するまでの間、本クラブが適当と認める順序、方法によりいずれかの債務にも充当することが出来るものとします。また、法令の定めまたは本クラブが認める理由がある場合のみ返還いたします。尚、返還先は、会員本人または第7条①で予め本クラブが認めている会員の代理人とします。</p>	<p>第7条（諸会費・諸料金）</p> <p>① 会員は本クラブが定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日に本クラブに納入しなければなりません。本クラブは未成年の会員の親権者、または会員資格のある会員の家族を会員の代理人として、諸会費・諸料金の納入を認める場合があります。この場合、会員の代理人は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとしします。</p> <p>② 諸会費・諸料金にかかる消費税は会員の負担とします。尚、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の諸会費・諸料金に係る消費税について、前払金前受金を含め法改正の内容に従い、会員は本クラブが定めた方法で差額を負担するものとします。</p> <p>③ 諸会費・諸料金の金額、支払時期、支払方法等は本クラブがこれを定めます。尚、諸会費・諸料金の改定により差額が発生した場合、会社は、会員に対してその差額を徴収または返還するものとします。</p> <p>④ 利用回数の有無にかかわらず、書面にて退会手続きを完了した退会月迄は月会費のお支払いが必要となります。尚、退会の際、前払い済みの諸会費・諸料金がある諸会費・諸料金を会社に前受金として納入している方が退会した場合は、本クラブが別途定める基準により算出した金額を、月会費の振替口座へ返還するものとします。</p> <p>⑤ 本クラブが運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会員種類の改廃、利用権利の変更もしくは諸会費・諸料金等の金額を変更することができ、本クラブが定めた方法により告知するものとします。</p> <p>⑥ 諸会費・諸料金を滞納している会員は、施設のご利用をお断りします。また未払い分の諸会費・諸料金は支払わなければなりません。会員が自己都合により諸会費・諸料金を滞納した場合、本クラブが指定する方法で支払わなければなりません。その際必要な遅延損害金、金融手数料等の費用はすべて会員本人が負担するものとします。</p> <p>⑦ 一旦納入いただいた諸費用に過払金が生じた場合、本クラブ所定の退会手続きが完了するまでの間、本クラブが適当と認める順序、方法によりいずれかの債務にも充当することが出来るものとします。また、法令の定めまたは本クラブが認める理由がある場合のみ返還いたします。尚、返還先は、会員本人または第7条①で予め本クラブが認めている会員の代理人とします。</p>	<p>第7条（諸会費・諸料金）</p> <p>① 会員は本クラブが定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日に本クラブに納入しなければなりません。本クラブは未成年の会員の親権者、または会員資格のある会員の家族を会員の代理人として、諸会費・諸料金の納入を認める場合があります。この場合、会員の代理人は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとしします。</p> <p>② 諸会費・諸料金にかかる消費税は会員の負担とします。尚、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の諸会費・諸料金に係る消費税について、前受金を含め法改正の内容に従い、会員は本クラブが定めた方法で差額を負担するものとします。</p> <p>③ 諸会費・諸料金の金額、支払時期、支払方法等は本クラブがこれを定めます。尚、諸会費・諸料金の改定により差額が発生した場合、会社は、会員に対してその差額を徴収または返還するものとします。</p> <p>④ 利用回数の有無にかかわらず、書面にて退会手続きを完了した退会月迄は月会費のお支払いが必要となります。尚、諸会費・諸料金を会社に前受金として納入している方が退会した場合は、本クラブが別途定める基準により算出した金額を、月会費の振替口座へ返還するものとします。</p> <p>⑤ 本クラブが運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会員種類の改廃、利用権利の変更もしくは諸会費・諸料金等の金額を変更することができ、本クラブが定めた方法により告知するものとします。</p> <p>⑥ 諸会費・諸料金を滞納している会員は、施設のご利用をお断りします。また未払い分の諸会費・諸料金は支払わなければなりません。会員が自己都合により諸会費・諸料金を滞納した場合、本クラブが指定する方法で支払わなければなりません。その際必要な遅延損害金、金融手数料等の費用はすべて会員本人が負担するものとします。</p> <p>⑦ 一旦納入いただいた諸費用に過払金が生じた場合、本クラブ所定の退会手続きが完了するまでの間、本クラブが適当と認める順序、方法によりいずれかの債務にも充当することが出来るものとします。また、法令の定めまたは本クラブが認める理由がある場合のみ返還いたします。尚、返還先は、会員本人または第7条①で予め本クラブが認めている会員の代理人とします。</p>
<p>附則</p> <p>本会則は、2022年3月18日より施行いたします。</p>	<p>附則</p> <p>本会則は、2022年3月18日2024年5月1日より施行いたします。</p>	<p>附則</p> <p>本会則は、2024年5月1日より施行いたします。</p>